

# 西尾市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年4月1日  
西尾市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、農地の多くは平坦地域に分布し、東部の山間地は谷筋に沿って農地が点在している。平坦地域と山間地では、農地の利用状況が異なるため、農地等の利用の最適化の推進にあたっては、地域の実態に応じた取り組みや対策の推進が必要である。

そのため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、各地域の実態に応じて農地等の利用の最適化が進んでいくよう、本市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を定めることとする。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の任期3年毎に検証を行い、見直しの必要性について検討する。

また、単年度の具体的な活動については、従来どおり「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地割合(B/A)
現 状 (2023年度末)	5,110ha	150ha	2.9%
今期目標 (2026年度末)	5,110ha	140ha	2.7%
次期目標 (2029年度末)	5,110ha	130ha	2.5%

※管内農地面積は、第69次東海農林水産統計年報における耕地面積

※遊休農地面積は、利用状況調査に基づく農地法第32条第1項第1号および第2号に該当する面積の合算値

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）により農地の耕作状況を把握し、遊休農地の所有者等に対し同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施、指導及び相談活

動を通じて農地の利用調整を図る。利用調整の結果、貸付等を希望することとなった場合は、地域の担い手に集積・集約されるように農地の利用関係の調整を行う。

また、再生困難な荒廃農地については、現況及び周辺の状況に応じて非農地判断について検討する。

なお、以上の調査によるもの以外にも、農地の利用の最適化に関する利用調整活動は随時実施する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (2023年度末)	5,110ha	3,229ha	63.2%
今期目標 (2026年度末)	5,110ha	3,408ha	66.7%
次期目標 (2029年度末)	5,110ha	3,577ha	70.0%

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①農地の利用調整と利用権設定について

市、JA及び農地中間管理機構等の関係機関と連携し、担い手に対して、利用権設定による集積を促進するとともに、農地の集約化のための利用調整を行い、交換による利用権の再設定を推進する。

#### ②「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域の人と農地の問題解決のための「地域計画」の作成と見直しに参画するなど、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、地域の中心となる経営体の位置付け及び担い手への農地利用の集積・集約化の支援に務める。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (2023年度末)	8人	1.4ha
今期目標 (2026年度末)	7人	1.4ha
次期目標 (2029年度末)	7人	1.4ha

※新規就農者、後継（親元）就農者、雇用就農者の合計

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

県、市、JA等の関係機関及び農業に関する教育機関と連携し、窓口相談活動や研修等を通して参入希望者を把握し、新たな経営体としての参入、親元及び雇用による就農について支援する。特に、今後担い手の減少が見込まれる地域や遊休農地が発生している地域を中心に活動する。